

平成30年度 第1回さいたま市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 議事録

日時：平成30年8月23日（木）10：00～11：15

場所：ときわ会館 5階大ホール

【次第】

- 1 開会
- 2 児童福祉専門分科会について
- 3 議事
(1)「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」平成29年度進行管理について
- 4 閉会

【資料】

- 席次
名簿
次第
資料1 「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」進行管理（まとめ）」
資料2 「進行管理表（子ども・子育て支援事業計画必須記載事業）」
資料3 「進行管理表（その他事業）」
資料4 意見記入用紙及び返信用封筒
さいたま市社会福祉審議会条例写し
さいたま市子ども家庭総合センター（あいぱれっと）のパンフレット
総合療育センターひまわり学園のパンフレット
さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン（平成30年3月改訂版）

【出席者・欠席者（敬称略）】

〈委員〉

出席委員・・・大野智子、小熊千代、片柳香子、小林秀祐、小林正美、

坂本仁志、須崎統子、鈴木真由美、田口邦雄、服部圓、濱田浩、
巻淳一、松尾創、松本辰美、山中冴子、横山美寿枝、若松隆
欠席委員・・・伊藤雅俊、石塚章夫、生形雅美、小野雄大、小林達哉、
武田ちあき、刀根洋子、半田達也、平川充保、松島万里子

〈事務局〉

・子ども未来局

子ども育成部：小田嶋部長／子育て支援政策課 岸参事（兼）課長／
青少年育成課 五島課長／他

幼児未来部：幼児政策課 大砂課長／のびのび安心子育て課 江幡課長／
保育課 星野参事（兼）課長／他

子ども家庭総合センター：田中次長（兼）総務課長／

児童相談所 薄田参事（兼）所長／

子ども家庭支援課 齊藤参事（兼）課長／他

総合療育センターひまわり学園：星次長（兼）医務課長

・保健福祉局

保健所：地域保健支援課 小林参事（兼）課長／他

【委員紹介等】

(1) 委員紹介（自己紹介）

(2) 執行部幹部職員紹介

(3) 子ども育成部長あいさつ

- ・本市では、「子育て楽しいさいたま市」をキャッチフレーズに、本年度も子どもや子育て世代に対し、職員一丸となって子育て支援の各施策を進めているところである
- ・厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく本市の平成30年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は315人である。昨年度に比べて大幅な増加となったが、育児休業中で復職意思のある方を待機児童数に含めることになったことと新規利用申込者数が過去最高となったことが主な要因として考えられる
- ・本市では、昨年度も認可保育所や認定こども園、小規模保育事業などの多様な施設の整備・拡充を積極的に行い、定員を二千名弱増やすとともに、保育コンシェルジュなどの職員を配置し細かな相談支援や情報提供に取り組んできた
- ・引き続き、地域の保育ニーズを見極めながら待機児童の解消を進めるとともに、保育・教育の質の確保・向上に向け、保育士、幼稚園教諭等、人材の確保を推進していく
- ・放課後児童クラブの待機児童については、昨年4月は486名であったが、整備を進めた結果、今年4月現在は379人となり、百人余りの減少となった。引き続き待機児童解消を目指していく

- ・旧大原中学校跡地に「さいたま市子ども家庭総合センター」を建設し、今年4月にフルオープンした。各専門相談機関による相談、また日々さまざまなイベントが催されており、お子さんや親御さんが沢山利用している状況である
- ・本市では、今年度についても「子育て楽しいさいたま市」の実現を目指し、妊娠・出産から青少年に至るまで切れ目のない支援を作り上げていきたい
- ・委員の皆様におかれましては、子ども・青少年・子育て世代のため、また、これからの児童福祉行政のために忌憚のない御意見を頂きたい

【会長選出等】

(1) 会長の互選

「さいたま市社会福祉審議会条例」第9条第3項の規定により会長の互選を行う。

大野委員より山中委員が適任であり推薦するとの発言があり、他の委員に異議はなく、山中委員も同意したことから会長に決定。

(2) 会長挨拶

ありがとうございます。埼玉大学の山中と申します。

私は特別支援教育を専門としておりまして、普段は障害のあるお子さんとか親御さん、また学校の先生を中心に学ばせていただきながら仕事をさせていただいております。

このような場は不慣れでございますので皆様方からご教示いただきながら進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

(3) 職務代理者の指名

同条例第9条第5項の規定により、山中会長が刀根委員を職務代理者に指名。

刀根委員には、事務局より連絡。

1 開 会

(山中会長)

それでは、これより平成30年度第1回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会いたします。

ここからの進行を務めさせていただきますのでご協力をよろしくお願いいたします。

まず、事務局から委員の出席状況につきまして報告をお願いします。

——事務局より、委員27名中17名が出席しており、「さいたま市社会福祉審議会条例」第8条第2項の規定により会議が成立していることを報告

(山中会長)

次に、この会議の公開について、また傍聴希望者について事務局より報告をお願いします。

— 事務局より、以下を報告

- さいたま市情報公開条例第23条の規定により会議は公開とする
- 事務局で会議録を作成しホームページ及び各区役所の情報公開コーナーで公表する
- 議事録には発言した委員名が記載される
- 傍聴希望者はいない

(山中会長)

続きまして、資料の確認を事務局よりお願いします。

— 事務局より資料の種類と配布状況を確認

2 児童福祉専門分科会について

(山中会長)

それでは次第に沿って進めます。

まず、次第の2「児童福祉専門分科会について」ですが、新たな委員での初めての会議となりますので、事務局より当分科会の役割等について説明をお願いします。

— 事務局より、児童福祉専門分科会について以下の説明を行う

- さいたま市社会福祉審議会条例第9条第1項で「審議会に、児童福祉専門分科会を置く」と規定されており、児童福祉専門分科会は「さいたま市社会福祉審議会」に設けられた分科会の一つである
- 同条例第2条で、審議会は社会福祉法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議するものとされている
- 同条例第3条で、審議会は子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するものとするとしており、当児童福祉専門分科会は、子ども・子育て支援法に規定する合議制の機関である「地方版子ども・子育て会議」としての位置付けがある
- 「さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」は、子ども・子育て支援法に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、市町村は計画を策定又は変更するときは、あらかじめ児童福祉専門分科会の意見を聴く、また計画の進行管理について意見等をいただくこととなっている
- 児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づき、保育所や小規模保育事業等の認可、利用定員の設定の際には、児童福祉専門分科会の意見を聴くこととされている
- 昨年度（平成29年度）は、「子ども・青少年のびのび希望プラン」の進

行管理及び中間見直しについて、また、「認定こども園（幼保連携型を除く。）の認定権限移譲に伴う認定要件条例の制定について」と、特定教育・保育施設等の認可と利用定員の設定について、ご審議をいただいた

- ・今年度（平成30年度）は、今回「子ども・青少年のびのび希望プラン」の進行管理に関してご意見をいただくとともに、来年3月頃に特定教育・保育施設等の認可と利用定員の設定について、ご意見をいただく予定としている
- ・来年度は、「子ども・青少年のびのび希望プラン」が計画期間の最終年度を迎えるため、再来年度からの次期計画の検討に当たり、ご意見をいただく予定としている

（山中会長）

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問はございますか。

— 質問なし —

3 議 事

（山中会長）

次に次第の3、議事に入りたいと思います。

議事は一つですが、(1)「さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」平成29年度進行管理について、執行部から説明をお願いします。

（子育て支援政策課長）

子育て支援政策課長の岸です。よろしくお願いいたします。

資料1に基づいてご説明させていただきます。こちらは、資料2及び資料3の進行管理表をまとめたものでございます。

それでは2ページをお願いします。

まず、「子ども・青少年のびのび希望プラン」の「計画の位置付け」になりますが、この計画は、平成27年度から31年度までの5か年の計画として策定し、「さいたま市総合振興計画」の下に、「保健福祉総合計画」の部門別計画として位置付け、推進しております。

3ページをお願いいたします。

こちらは、「計画の基本的な考え方」をまとめておりまして、「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」を目指すことを基本理念としまして、3つの視点のもとに、「子ども・子育て支援法」に則り、5つの基本目標を定め、90の事業を掲載し推進しております。

4ページをご覧ください。

この90事業につきましては、前年度の事業内容を振り返り、各事業の進行状況による評価や展開の検討を各事業の所管において行っております。

なお、資料に記載はございませんが、昨年度は計画の中間年度に当たりまして、本年3月に目標値等の見直しによる改定を行っております。本日皆様にお配りしております計画の冊子は改定後のものでございますが、今回は、平成29年度の進行管理になりますので、3月の改定の前、中間見直し前の計画に基づいて各事業の評価をまとめ、振り返りを行っております。

それでは、平成29年度の事業評価についてご説明いたします。

評価におけるA、B、Cの基準につきましては、あくまで目安ですが「A」は90%以上の達成、Bの「概ね達成」は70%以上90%未満、Cの「改善余地あり」は70%未満として、この3つの指標を用いて評価を行っております。

平成29年度の全体の評価ですが、A評価及びB評価とした事業が90事業中86事業で、95.6%となっております。また、C評価の「改善余地あり」とした事業が4事業、4.4%ございました。

5ページをお願いします。

こちらは、平成29年度の事業評価につきまして、5つの基本目標別に一覧にしております。

次に、6ページをご覧ください。

このページから、5つの基本目標ごとに、各事業の名称と評価を一覧にしております。なお、事業名が太字になっているものにつきましては、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の必須記載事業で、資料2に詳細を記載しています。事業名が細字になっているものは、これに該当しない「その他事業」で、資料3に記載しています。

この6ページから10ページまでにつきましては、資料2及び3に各事業の詳細が記載されていますので、後ほどご覧いただくということで、説明は省略させていただきます。

次に、11ページをご覧ください。

ここからは、計画必須記載事業の中から、いくつかの事業についてご説明させていただきます。

まず、事業番号2及び3の保育所等の整備についてでございます。

この事業は、保育所等の入所児童の定員を目標としています。

「3～5歳児」につきましては目標を上回り、「0～2歳児」につきましては9割以上となったことから「A」評価としておりますが、一方で待機児童が生じており、その解消が課題となっております。

下段のグラフをご覧ください。左が認可保育施設の施設数・定員・利用申込児童数の推移、右が利用保留児童数と待機児童数の推移でございます。

左のグラフのとおり、これまで認可保育施設の整備を進め、平成25年度からの5年間で認可保育所等を146施設から353施設に、定員を12,983人から21,321人まで増やしてきました。

しかしながら、保育需要の伸びに供給が追いついておらず、右のグラフのとおり、昨年度、待機児童数ゼロを達成したものの、本年度については、厚生労働省の待機児童数の集計方法が変更されたこともございますが、子どものいる共働き世帯の増加等を背景に、315人と大幅に増える結果となっております。

今後も積極的な施設整備を中心に、既存施設や民間力の活用も含め、多様な保育サービスの提供が必要であると考えております。

次に、12ページをお願いします。

事業番号9「放課後児童クラブ」の整備についてでございます。

こちらの事業も入所児童の定員を目標としており、目標以上の定員数を確保することができました。

なお、下のグラフのとおり、平成26年度の192クラブから247クラブまで増やすことができ、待機児童数は減少傾向にあります。今年4月で379人の待機児童が生じています。

そのため、待機児童解消に向けて余裕教室の活用を含めた施設整備を推進していく必要があると考えております。

次に、13ページをお願いします。

事業番号10「時間外保育（延長保育）事業」になります。

この事業は、保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化等に伴い、11時間の開所時間を超えて必要とされる保育需要に対応するものです。

延長保育の実施施設数について、平成29年度は193施設を目標としておりましたところ、平成29年度に21施設増やすことができ、目標を超える204施設とすることができました。

次に事業番号17「一時預かり事業（保育所）」になります。

この事業は、保護者の就労形態の多様化、傷病等により一時的に保育を必要とする児童や、保護者の育児疲れの解消に対応するものです。

一時預かりを実施する保育園数について、平成29年度は71施設を目標としておりましたところ、平成29年度に6施設増やすことができたことで目標を超える82施設とすることができました。

次に、14ページをお願いします。

事業番号20「ファミリー・サポート・センター運営事業」になります。

こちらの事業は、育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方の相互援助活動により、子どもの預かりや保育施設への送迎を行うことで、子どもを持つすべての家庭が安心して育児・仕事を続けられる環境を整備する事業でございます。

育児の援助を行う提供会員数について、平成29年度は930人を目標としておりましたところ、平成29年度に69人増加し、目標を超える1,038人とすることができました。

なお、今年度から、ひとり親家庭の方を対象として、ファミリー・サポート・センターの利用料の半額を助成することとしております。

次に、事業番号29「妊産婦・新生児訪問指導事業」と事業番号30「ハローエンゼル訪問事業」になります。

まず「妊産婦・新生児訪問指導事業」ですが、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要とされた妊婦、出生連絡票により訪問希望のあった里帰り出産を含む新生児、乳児及びその保護者を対象に、妊産婦・新生児及び乳児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、助産師や保健師などが訪問指導を行う事業となります。

また、「ハローエンゼル訪問事業」ですが、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭のうち、妊産婦・新生児訪問を利用しなかった家庭を、民生委員・児童委員や保健愛育会員などの子育て支援経験者が訪問し、不安や悩みの相談や子育て支援の情報提供を行いまして、支援が必要な家庭に対しまして、適切な支援に結び付けていく事業となります。

なお、訪問の際には、「ハッピー・バース・パック」、記念品、子育てきっかけ応援ブックや住んでいる区の子育てマップを提供しております。

両訪問事業ともに、目標は達成しておりますが、子育て世帯の孤立の防止目的もありますので、今後もより多くの方が利用できるよう、また不安解消につながるよう広報を行うとともに、継続支援が必要と判断される家庭を関係機関へつないでいく必要があると考えております。

次に15ページをご覧ください。

事業評価C「改善余地あり」と評価した2事業について、ご説明いたします。

まずは、「子育て支援総合コーディネート事業」です。

この事業は、市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していく事業で、子育て支援総合コーディネーターが子育てに関する利用者からの電話相談に応じ、助言や各種子育てサービスの実施機関の案内などをする、「子育て応援ダイヤル」を行うとともに、「子育てWEB」の管理を行う事業となります。

子育て支援総合コーディネーターを子育て支援政策課と10区の計11カ所に配置することとしておりましたが、妊娠出産包括支援センターが10区に設置されたことを受けまして、コーディネーターの10区配置を見送ったことにより、実施か所が子育て支援政策課の1か所のみ継続設置となり、C評価としたものです。

この事業につきましては、今年3月の中間見直しにおいて、目標値を現状に合わせて修正しております。なお、引き続き「子育て応援ダイヤル」、「子育てWEB」、「子育て応援ブック」など様々な方法により、子育て情報の発信に努めてまいります。

次に、16ページをご覧ください。

「子育てヘルパー派遣事業」になります。

この事業は、体調不良や、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいない家庭、養育支援が必要である家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事や育児援助を行う事業です。

実施事業者を2者とする目標に対して、1者に留まったため、C評価としたものでございます。

実施事業者の増加に向け、運用方法等を見直すとともに、他市事例を調査し、検討していくこととしております。また、より利用しやすい事業となるよう引き続き検討してまいりたいと考えております。

最後に、本日お配りしております「さいたま市子ども家庭総合センター（あいぱれっと）」のパンフレットをご覧ください。

この施設は、浦和区上木崎、最寄り駅は与野駅になりますが、児童相談所やこころの健康センター、子どもケアホーム、総合教育相談室など、各専門相談機関が集まり、子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する施設でございます。

この施設整備につきましても、重点事業として進めてまいりましたが、昨年度、建設工事が完了しまして、本年4月にフルオープンすることができました。

以上、各事業の進捗状況等について説明をさせていただきました。全体としては、ほとんどAまたはB評価となりましたが、待機児童の問題など、市民ニーズ、期待に十分に答えられていないこともございます。

今後におきましても、子ども、青少年、子育て世代のため、各施策を推進してまいりますので、委員の皆様のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（山中会長）

ありがとうございました。

多岐にわたる内容でしたが、ただいまの執行部からの説明につきまして、何かご意見やご質問はございますか。

（大野委員）

さいたま市私立保育園協会副会長の大野と申します。

ただ今、ご説明していただいた資料1の6ページ、基本目標Iの4番、「認定こども園の普及」についてお伺いしたいと思います。資料3の進行管理表では事業番号4になりますが、事業概要に“幼稚園が多い本市の特徴に鑑み、既存幼稚園による幼保連携型認定こども園への移行を中心に…”と書いてあるのですが、保育所を運営している施設から移行をするといった希望があるのかなのか、もしあった場合の市としての対応とか市の考えがあれば教えていただきたいと思っております。

(山中会長)

はい。認定こども園の普及に関して保育所からの要望とか、それに対する市の考えなどをご回答いただきたいと思います。

(のびのび安心子育て課長)

のびのび安心子育て課長です。お答えさせていただきます。

保育所からの幼保連携型ですとか、保育所型の認定こども園への移行の希望があるかということですが、相談をいただいている案件はございます。

それに対する市の考えですが、現在の計画では幼稚園からの認定こども園を推進するとしております。といいますのは、幼稚園から認定こども園になりますと、資料1の6ページの2番の3歳児から5歳児、3番の0歳児から2歳児の定員が増えるということになりますので、待機児童対策の観点で、幼稚園からの認定こども園を進めさせていただいているところです。一方、保育所から認定こども園へ移行する場合は、1番の幼稚園・認定こども園、要は、幼稚園に係る1号認定部分が増えるということになりますが、1号認定につきましては、本市では定員が目標値を充足している状況でございますので、計画では保育所からの移行については推進していないというのが現状でございます。

ただ、こちらにつきましては、現在の計画ではそういった表記になっておりますが、計画は平成31年度までで新たな計画となりますので、その見直しの段階で今後の方針についてはご議論いただきたいと思いますと考えております。

(大野委員)

認定こども園に移行するにあたり、最終期限が決まっていたと思うのですが、例えば、5年後に認定こども園にできるのかできないのか、いつまでに手続きをしないといけないというのがあったと思うのですが、その辺を市としてどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

(のびのび安心子育て課長)

のびのび安心子育て課です。今、5年というお話がありましたが、認定こども園は国の政策で始めたもので、国としては認定こども園を進めていくと、幼稚園からの移行もそうですし、保育所からの移行も推進したいという意向を持っているところでございます。

5年後ということにつきましては、国の通知ですと「当分の間」という表記がございます。国にも確認しましたが、5年後という期限があるという考えはないということです。こちらにつきましては当分の間ということになります。例えば、27年度から5年という31年度末になりますが、31年度末で認定こども園への移行ができなくなるということではないということでございます。

(大野委員)

ありがとうございます。

埼玉県全体を見ますと、待機児童が少なくなっている地域では、保育所が認定

こども園に移行している市町村があったと思います。例えば所沢の方とか。今のプランでは幼稚園が認定こども園になることを推奨していますが、次のプランの時に保育所も可能性があるのかどうか、決まってからだともう手遅れなのかなと。といいますのも、認定こども園に移行したいけどもなかなかその辺をはっきりしていただけないという話を聞いておりましたのでお聞きしました。

(のびのび安心子育て課長)

お答えさせていただきます。

まず、保育所から認定こども園に移行した、保育所型の県内の状況ですけれども、県のホームページには掲載されていますが、平成30年4月1日現在で、先ほど所沢の件がありました、2園ということで把握しております。ですので、まだ保育所から認定こども園になるというのは全体の数からするとかなり少ないということになります。

今後、保育所から認定こども園になる可能性につきましては、平成31年度になるとは思います、委員の皆様にはご議論いただくことになるとは思います。

保育所からの認定こども園への移行につきましては、市の方にも相談が寄せられておりますので、そういった相談には個別に対応させていただいているところでございます。

(大野委員)

ありがとうございました。

(山中会長)

ありがとうございました。

大変重要なポイントだと思います。

新しい計画に向けての重要な論点をご提示いただいていると思います。

保育所から認定こども園への移行をどう考えていくのか、後押ししていくのか、また当分の間というお話がありましたが、その辺の解釈も含めて新しい計画に向けて検討することは重要かと思えます。

その他にご意見等ありますでしょうか。

(若松委員)

さいたま市社会福祉事業団の若松です。

保育所の、また待機児童の問題についてお聞きしたいのですが、政府の方で来年度から幼児教育や保育の無償化を全面的に実施するという計画が出されていると思うのですが、そうすると、また待機児童が増えると思いますが、その辺をどう考えているのかということと、待機児童が増えた場合、保育所を増やさなければならないと思うのですが、保育所を増やすのは予算を付ければ増えると思いますが、施設が増えた場合にはそこで働く人、保育士の確保についてどのような方策があるのか。私どもの法人でも一番の課題で、放課後児童クラブを運営していますが、求人してもなかなか人が集まらないということで職員不足、支援員不足

が課題となっています。

保育の無償化で保育園が増えた場合に、保育士の確保のためにどのような良い方策があるのか、もし考えがあるならお聞かせください。

(保育課長)

保育課長です。

今の質問ですが、確かにさいたま市の待機児童315人出ていますので量的な拡大というのが喫緊の課題となっております。併せて保育士の確保というのが課題でありまして、当然、市として、保育の質を落とすわけにいかないのが保育士の確保をきちんとしていかないといけないと思っています。現在、保育施設に対して市独自の処遇改善ということで補助をさせていただいたり、あるいは、県内をはじめ、東北・北陸地方、近隣都県の保育士養成施設の方でさいたま市の魅力を紹介してさいたま市で勤めていただくようお願いしたり、学生にさいたま市に直接来ていただいて、その時に私立保育園協会の就職説明会に参加していただくとか社会福祉協議会に保育士に対して就職準備の資金の貸し付けなどをお願いしております。

首都圏は保育士採用の争いになっておりまして、他の自治体で、例えば1年勤めれば40万円出すといったことがありますので、保育士の確保をしていく中で新たな施策を考えていかなければならないと思っております。

委員ご指摘のとおり、無償化により3歳以上の需要は増えると予想しておりますので民間の保育施設の方と一緒にさいたま市の保育施設に保育士を確保できるように努力を続けていきたいと思っております。

(のびのび安心子育て課長)

のびのび安心子育て課長です。

保育人数ですが、4月1日時点で315人の待機児童が出ておりますので、当然、市としましては、待機児童対策として民設民営を中心とした整備を進めていきます。

来年の10月から無償化ということで国の方針が示されておりますが、その制度ですが、保育所の関係で申し上げますと0歳から2歳児については非課税世帯が、3歳から5歳児についてはすべて無償化されることになります。

それ以外に幼稚園や認可外保育施設、ナーサリールームなどございますが、認可保育施設を希望される保護者の方が増えるのではないかとというのが予想されるところでございます。

市としましても、無償化された場合には、現在の整備状況よりも増やす必要があるというような認識は持っておりますけれども、限られた財源の中でということもございますので、認可保育所の整備は進めていきますけれども、あとは既存の施設、例えば、幼稚園ですが、子育て支援型幼稚園という制度も進めておりますし、ナーサリールームなどの活用もそうですが、そういう既存の施設を活用す

るということも一つあるのではないかと考えているところです。

(若松委員)

ありがとうございます。

(山中会長)

ありがとうございました。

無償化という大変重要な動きがありますけれども

確かに保育の質をどう保証していくか、全国的な大きな論点だと思うのですが、そのあたりも今後の計画においてどう考えていくか、重要な論点をいただいたのではないかと思います。

既存の施設の話もありましたけれども、それぞれの既存の施設の関係者の方々のニーズを聞きながら質をどう保証していくか考えていくことが重要なのではないかと、というところで重要なご指摘をいただいたという風に考えております。

他に質問等ございますか。

(松本委員)

事業番号 53「総合療育センター事業」についてですが、評価が B となっておりますが、以前から言われておりますように、療育センターというのはなかなか予約が取りにくいんですね。ひどい時には何か月も、ということで我々医療機関も苦慮しているところでして、早期発見、早期療育というのは前から言われていることですが、なかなか専門療育に結びつかないということがありました。

資料 3 の進行管理表で、診療室を設けることができ、小児科医、神経科の先生だと思いますが、増員されたと、それから理解を深めるために専門職を幼稚園、保育園に派遣をしているということで、一応達成領域には入っているのかなと私は思うのですが、どの点が B 評価になったのか、その辺をお聞かせいただけますか。

(ひまわり学園次長)

ひまわり学園次長の星です。

ご質問について説明させていただきます。

ご指摘いただきましたように、療育センターさくら草も含めまして待ち期間が 2 か月から 3 か月になっております。さくら草におきましては、平成 25 年度に医師を確保して、27 年度に改修にて診察室 1 室を確保し、ひまわり学園におきましても 29 年度に医師を確保しまして、今年度、改修にて診察室 1 室を確保いたしました。依然待ち期間があることから医師も通常の診察枠に併せまして、臨時診察枠をなんとか設けるなどして対応しております。

待ち期間がどのくらいなら大丈夫なのかということはどこにも示されておりませんが、お子さんは一日一日の成長が早く、それを見守られている親御さんのお気持ちということを考えれば、少しでも短くしなければいけないということがあります。そういうことも含めまして、短期的、中長期的な取組をいろいろ考えて

いかなければならないことから B 評価にさせていただきました。以上です。

(松本委員)

ありがとうございます。

私は小児科医をやっているものですから、気になりましてお伺いしました。

(山中会長)

短期的な目標、中長期的目標に沿ってどう評価するかということだと思います。

他にございますか。

(小林秀祐委員)

公募委員の小林です。

資料 3 の事業番号 87「不登校の子どもへの支援」について二点お聞きします。

まず一点目ですが、平成 29 年度の達成値が 125 人ということですが、適応指導教室に通うことができた回数とか学年別の人数とか詳細を教えてください。

二点目ですが、平成 30 年度の事業展開の中でスクールソーシャルワーカーを小学校に配置するということですが、不登校の人数は中学校の方が多いいにも拘わらず小学校に配置することにした理由について教えてください。以上二点です。

(子育て支援政策課長)

子育て支援政策課長の岸です

ただ今、教育関係のことについてご質問いただきましたが、大変申し訳ありませんが、今回は子育て関係の職員のみに対応となっておりますので、こちらにつきましては、後ほど教育委員会に確認しまして皆様にお答えさせていただきたいと思っております。申し訳ありません。

※後日、教育委員会に確認した内容

【質問】 適応指導教室に通うことができた回数や学年別の人数等について

【回答】 在籍人数の学年別では、小学 1・2 年生は 0 人、3・4 年生は 3 人、5・6 年生は 16 人、中学 1 年生は 13 人、2 年生は 39 人、3 年生は 54 人となっております。また、平成 29 年度の通室回数は、小学生が 769 回、中学生が 5,644 回、合計で 6,413 回となり、平均の通室回数は小学生 40.5 回、中学生が 53.2 回となっております。[総合教育相談室]

【質問】 不登校の人数は中学校の方が多いいにも関わらず、スクールソーシャルワーカーを小学校に配置することにした理由について

【回答】 小学生の生活環境は、その発達段階から、家庭の状況に大きく影響されます。そこで、家庭の支援を行うスクールソーシャルワーカーを小学校に配置し、児童の抱える課題を早期発見、早期対応することで、効果的な不登校支援が可能となるため、小学校への配置としました。

また、小学校に配置されたスクールソーシャルワーカーを、学区の中学校へ定期的に派遣することで、中学校でも継続して支援できるといった効果が期待できるだけでなく、中学校においても生徒の抱える課題の早期発見、早期対応が可能となります。[総合教育相談室]

(小林秀祐委員)

分かりました。ただ、教育と福祉というのは不可分ですので、もしそういうことでしたら、この会議に教育委員会の方も是非出席していただくことを考えていただければありがたいです。

(子育て支援政策課長)

申し訳ありません。

今回はこのような形にさせていただきましたが、計画に関係の深い部分につきましては参加するよう教育委員会と調整させていただきます。

(山中会長)

教育と福祉は密接な関係をもっておりますし、不登校のケースの中にも発達や生活の困難を持っているケースが沢山あると思いますし、スクールソーシャルワーカーというのは学校教育においても、この分科会においても重要なテーマであると思います。ありがとうございます。ご回答をお待ちしております。

それでは、ご意見等は、ここまでとさせていただきます。

今回、委員の皆様のお手元には、意見記入用紙と返信用封筒が配られております。

もしご意見等がございましたらこちらの用紙をご活用いただき、後日、事務局へご提出いただければと思いますのでよろしくお願い致します。

大変多岐にわたっておりまして、時間の制約等もありましたので、資料などもご確認いただきましてご意見をお寄せください。

なお、皆様のご意見をもとに、市長へ本分科会として意見具申をすることとなっておりますが、その内容につきましては、本日のご意見等をもとに、恐縮ですが、私に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

ありがとうございます。皆様のご意見はきちんと反映させるつもりでありますのでよろしくお願い致します。その結果につきましては、事務局より皆様にご報告させていただきます。

事前に確認したいという方がいらっしゃれば、事務局にて郵送等で対応していただけるということですのでお問い合わせください。

以上を持ちまして、本日の議事は終了となりますが、委員の皆様、何かございますか。

— 発言なし —

執行部及び事務局から何かありますか。

— 発言なし —

それでは、委員の皆様には、会議の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

今後につきましても、委員の皆様には、引き続き、ご協力いただきますようお

願いいたします。

本日、いくつか重要な論点をいただきました。

市も苦しい財源のなか事業を進めていただいていると思います。更に後押ししていただけるような重要な論点になると理解しておりますので、今後に生かしていければと思っています。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお戻しします。

4 閉 会

(事務局)

山中会長並びに委員の皆様、本日は貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

先ほど、会長からも説明がありましたが、意見記入用紙と返信用封筒を配付してございますので、もしご意見等がございましたらこちらの用紙をご活用いただき、9月7日の金曜日までに事務局へ郵送、FAX、またはメール等でいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、今年度の当分科会開催予定ですが、ご審議いただく内容が特に生じなければ、来年3月の開催を予定しております。

日程につきましては、会長と調整のうえ、皆様にお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、平成30年度第1回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を終了いたします。

本日はありがとうございました。